

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

### 告示

- 東京都廃棄物規則の一部を改正する規則……………一  
……………(環境局資源循環推進部計画課)……………一
- 東京都宝くじの発売(十六件)……………一  
……………(財務局主計部公債課)……………一
- 都市計画の変更(三十八件)……………一  
……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部街路計画課・市街地整備部企画課・住宅政策推進部住宅政策課)……………七
- 東京都土地利用基本計画の変更……………一  
……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………一六
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………一七  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一七
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………一八  
……………(同)……………一八
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定……………一九  
……………(福祉保健局障害者施策推進部計画課)……………一九
- 都道(首都高速道路)の供用開始(二一件)……………二二  
……………(建設局道路管理部路政課)……………二二
- 河川保全区域の指定の一部廃止……………二三

- ……………(建設局河川部指導調整課)……………二六
- 河川保全区域の指定……………二六  
……………(同)……………二六

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………二〇  
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………二〇
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………二二  
……………(同)……………二二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一件)……………二三  
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二三
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………二三  
……………(東京都収用委員会)……………二三
- 全国自治宝くじの発売(十一件)……………二四  
……………(全国自治宝くじ事務協議会)……………二四

### 雑報

## 規則

東京都廃棄物規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 外 添 要 一

### ●東京都規則第十二号

東京都廃棄物規則の一部を改正する規則

東京都廃棄物規則(平成五年東京都規則第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の二」を「第二十九条の三」に改める。

第十五条第一項中「財団法人東京都環境整備公社」を

「公益財団法人東京都環境公社」に改める。

第十九条の二中「産業廃棄物再生輸送業」という。」

の下に「を行う者としての指定(以下「産業廃棄物再生輸送業の指定」という。)」を加え、「の指定」を「を行う

者としての指定(以下「産業廃棄物再生生活用業の指定」という。)」に改める。

第四章中第二十九条の二の次に次の一条を加える。

(産業廃棄物再生利用業の一般指定)

第二十九条の三 知事は、第二十二条第一項及び第二項の

規定によるほか、産業廃棄物の再生利用を促進するため

に特に必要と認めるときは、要件を定めて産業廃棄物再

生輸送業の指定又は産業廃棄物再生生活用業の指定を行う

ことができる。

2 第二十一条の規定は、前項の指定については、これを

適用しない。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### ●東京都告示第三百号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 名称 第二千二百八十回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 三百五十万枚 七億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成二十七年四月一日から同月十

四日まで

七 抽せん期日 平成二十七年四月十六日

八 当せん金支払開始 平成二十七年四月二十一日

期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 八千万円 一本

一等の前後賞 千万円 二本

一等の組違い賞 十万円 三十四本

二等 五百万円 六本

三等 十万円 七十本

四等 三万円 三百五十本

五等 千円 三万五千本

六等 二百円 三十五万本

春爛漫賞 一万円 七千本

計 三十九万二千四百六十三本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百一号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 第二千二百八十一回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円

四 証票金額 一枚百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 平成二十七年四月八日から同月二十一日まで

七 抽せん期日 平成二十七年四月二十三日

八 当せん金支払開始 平成二十七年四月二十八日

期日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 三千万円 一本

一等の前後賞 百万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十九本

二等 百万円 五本

三等 十万円 四十本

四等 一万円 四百本

五等 千円 二万本

六等 百円 二十万本

計 二十二万四千六百七十七本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百二号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 第二千二百八十二回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等まで及びまるちゃん賞の当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成二十七年四月十五日から同月二十八日まで

七 当せん金支払開始 平成二十七年四月十五日

期日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 十五本

二等 十万円 三十本

三等 五万円 六十本

四等 千円 九千五百本

五等 二百円 十五万本

まるちゃん賞 一万円 七千五百本

計 十六万六千七百五十五本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百三十三号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 第二千二百八十三回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 平成二十七年四月二十九日から同年五月十二日まで

七 抽せん期日 平成二十七年五月十四日

八 当せん金支払開始期日 平成二十七年五月十九日

九 当せん金の額及び当せん数の等級

一等 当せん金 二千万円 当せん本数 一本

二等 当せん金 一千万円 当せん本数 二本

三等 当せん金 五百万円 当せん本数 六本

四等 当せん金 二百五十万円 当せん本数 二十四本

五等 当せん金 一百五十万円 当せん本数 四十八本

六等 当せん金 五十万円 当せん本数 九十六本

七等 当せん金 二十万円 当せん本数 三百九十六本

計 二十二万四千二百六十八本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第三百四十四号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 第二千二百八十四回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等まで及び母の日賞の当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成二十七年五月十三日から同月二十六日まで

七 当せん金支払開始期日 平成二十七年五月十三日

八 当せん金の額及び当せん数の等級

一等 当せん金 三百万円 当せん本数 三本

二等 当せん金 十万円 当せん本数 六十本

三等 当せん金 一万円 当せん本数 六百本

四等 当せん金 五百円 当せん本数 一万八千本

五等 当せん金 二百円 当せん本数 十五万本

母の日賞 五千円 一万五千本

計 十八万三千六百六十三本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第三百五十五号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称 第二千二百八十五回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 平成二十七年五月二十七日から同年六月九日まで

七 当せん金支払開始期日 平成二十七年五月二十七日

八 当せん金の額及び当せん数の等級

一等 当せん金 百万円 当せん本数 三十本

二等 当せん金 十万円 当せん本数 七十二本

●東京都告示第三百六号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十七年三月六日  
東京都知事 舛 添 要 一

一 名称	第二千二百八十六回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	二百万枚 二億円
四 証券金額	一枚百円
五 証券型式	開封式
六 発売期間	平成二十七年六月三日から同月十六日まで
七 抽せん期日	平成二十七年六月十八日
八 当せん金支払開始期日	平成二十七年六月二十三日
九 当せん金の額及び当せん等級	当せん金 当せん本数

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

三等	一万円	七百二十本
四等	三千円	八千一本
五等	千円	三万六千九百本
六等	二百円	十五万本
計		十九万五千七百二十三本

●東京都告示第三百七号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十七年三月六日  
東京都知事 舛 添 要 一

一 名称	第二千二百八十七回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	百五十万枚 三億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	被封印式(被封印された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六 発売期間	平成二十七年六月十日から同月二十三日まで
七 当せん金支払開始期日	平成二十七年六月十日

十 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

一等	七百七十七万円	三本
二等	七十七万円	五本
三等	七万円	二百本
四等	三千円	二千本
五等	千円	二万本
六等	百円	二十万本
計		二十二万二千二百八本

●東京都告示第三百八号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十七年三月六日  
東京都知事 舛 添 要 一

一 名称	第二千二百八十八回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	二百五十万枚 五億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	開封式
六 発売期間	平成二十七年六月十七日から同月

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

八 当せん金の額及び当せん等級	当せん金	当せん本数
一等	百万円	十五本
二等	十万円	三十本
三等	五万円	六十本
四等	一万円	七千五百本
五等	千円	九千五百本
六等	二百円	十五万本
計		十六万六千七百五十五本

●東京都告示第三百九号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十七年三月六日  
東京都知事 舩 添 要 一  
第二千二百八十九回東京都宝くじ

七	抽せん期日	三十日まで 平成二十七年七月二日
八	当せん金支払開始 期日	平成二十七年七月七日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
等	等級	当せん金
一等	一等の前後賞	三千万円 一本
二等	二等の組違い賞	千五百万円 二本
三等		十万円 二十四本
四等		十万円 四本
五等		五十万円 七十五本
六等		三十万円 七百五十本
七等		千円 二万五千本
八等		二百円 二十五万本
九等		一百円 二千五百本
計		二十七万八千三百五十六本
十	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	百五十万枚 一億五千万円
四	証券金額	一枚百円
五	証券型式	開封式
六	発売期間	平成二十七年六月二十四日から同年七月七日まで
七	抽せん期日	平成二十七年七月九日
八	当せん金支払開始 期日	平成二十七年七月十四日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
等	等級	当せん金
一等	一等の前後賞	二千万円 一本
二等	二等の組違い賞	百万円 二本
三等		十万円 十四本
四等		十万円 三本
五等		一万円 三十本
六等		三千円 百五十本
七等		千円 千五百本
八等		百円 一万五千本
計		十六万六千七百本
十	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。 (二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第三百十号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十七年三月六日  
東京都知事 舩 添 要 一  
第二千二百九十回東京都宝くじ

一	名称	株式会社みずほ銀行
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	百五十万枚 三億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	平成二十七年七月八日から同月二十一日まで
七	当せん金支払開始 期日	平成二十七年七月八日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん本数
等	等級	当せん金
一等		五十万円 六十本
二等		五万円 百二十本
三等		一万円 三百本
四等		三千円 一万五千本
五等		千円 二万一千三百本
六等		二百円 十五万本
計		十八万六千七百八十本
九	注意事項	(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を

受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百一十一号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称 第二千二百九十一回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等まで及び特別賞の当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 平成二十七年七月二十二日から同年八月四日まで
- 七 当せん金支払開始 平成二十七年七月二十二日  
期日
- 八 当せん金の額及び当せんの数  
等級 当せん金 当せん本数  
一等 三百万円 三本  
二等 十万円 六十本  
三等 一万円 六百本  
四等 五百円 一万八千本  
五等 二百円 十五万本  
特別賞 五千円 一万五千本  
計 十八万三千六百六十三本
- 九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百十二号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称 第二千二百九十二回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 三百万枚 六億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 開封式
- 六 発売期間 平成二十七年八月十七日から同年九月一日まで
- 七 抽せん期日 平成二十七年九月三日
- 八 当せん金支払開始 平成二十七年九月八日  
期日
- 九 当せん金の額及び当せんの数  
等級 当せん金 当せん本数  
一等 六千万円 一本  
一等の前後賞 千万円 二本  
一等の組違い賞 十万円 二十九本  
二等 百万円 九本  
三等 十万円 百二十本  
四等 三万円 六百本

五等 千円 三万本  
六等 二百円 三十万本  
夏・キラキラ賞 一万円 六千本  
計 三十三万六千七百六十一本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第三百十三号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 名称 第二千二百九十三回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から六等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 平成二十七年九月二日から同月十五日まで
- 七 当せん金支払開始 平成二十七年九月二日  
期日
- 八 当せん金の額及び当せんの数  
等級 当せん金 当せん本数

●東京都告示第三百十四号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称	第二千二百九十四回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	二百五十万枚 二億五千万円
四 証券金額	一枚百円
五 証券型式	開封式
六 発売期間	平成二十七年九月九日から同月二十五日まで
七 抽せん期日	平成二十七年九月二十九日
八 当せん金支払開始期日	平成二十七年十月五日

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

一等	五百万円	三本
二等	十万円	百二十本
三等	一万円	千二百九十九本
四等	五千円	七千五百本
五等	千円	二万七千七百五十本
六等	二百円	十五万本
計	十八万六千六百七十二本	

●東京都告示第三百十五号  
当せん金付証券を次のとおり発売する。  
平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 名称	第二千二百九十五回東京都宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額	百五十万枚 三億円
四 証券金額	一枚二百円
五 証券型式	被封式(被封された特定部分を削

九 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金	当せん本数
一等	二千五百万円	一本
一等の前後賞	二百五十万円	二本
一等の組違い賞	五十万円	二十四本
二等	百万円	六本
三等	十万円	七十五本
四等	一万円	五百本
五等	千円	二万五千本
六等	百円	二十五万本
計		二十七万五千六百八本

十 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

●東京都告示第三百十六号  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画用途地域を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。  
平成二十七年三月六日

九 注意事項  
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
(二) 証券は、転売できない。

六 発売期間	平成二十七年九月十六日から同月二十九日まで	
七 当せん金支払開始期日	平成二十七年九月十六日	
八 当せん金の額及び当せんの数		
等級	当せん金	当せん本数
一等	百万円	三十本
二等	十万円	六十本
三等	一万円	六百本
四等	三千元	一万五千本
五等	千円	一万八千三百本
六等	二百円	十五万本
計		十八万三千九百九十本

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用  
途地域

第一種低層住  
居専用地域

追加する部分

世田谷区代田二丁目地内

削除する部分

世田谷区代田三丁目地内

変更する部分

世田谷区成城四丁目、板橋区赤塚三丁目、赤塚四丁目、赤塚五丁目、赤塚六丁目、赤塚七丁目、成増四丁目、三園一丁目、高島平四丁目、高島平五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、西台二丁目及び西台三丁目各地内

追加する部分

世田谷区池尻四丁目及び北沢二丁目各地内

削除する部分

世田谷区経堂四丁目、代田二丁目、北沢三丁目、鎌田一丁目、鎌田三丁目及び中野区中野二丁目各地内

変更する部分

板橋区赤塚一丁目、赤塚二丁目、赤塚三丁目、赤塚四丁目、赤塚五丁目、赤塚六丁目、赤塚七丁目、赤塚八丁目、赤塚新町二丁目、赤塚新町三丁目、板橋四丁目、大谷口一丁目、大谷口二丁目、大谷口上町、大谷口北町、大山西町、加賀一丁目、上板橋一丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目

目、幸町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、大門、高島平一丁目、高島平二丁目、高島平三丁目、高島平四丁目、高島平七丁目、高島平八丁目、高島平九丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、徳丸一丁目、徳丸二丁目、徳丸三丁目、徳丸四丁目、徳丸五丁目、徳丸六丁目、徳丸七丁目、徳丸八丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、成増一丁目、成増二丁目、成増三丁目、成増四丁目、成増五丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、蓮根二丁目、東山町、富士見町、双葉町、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園一丁目、南町、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、向原一丁目、向原二丁目、向原三丁目、四葉一丁目、四葉二丁目、若木一丁目、若木二丁目及び若木三丁目各地内

第二種中高層  
住居専用地域

削除する部分

世田谷区池尻四丁目地内

変更する部分

板橋区赤塚新町三丁目地内

追加する部分

世田谷区経堂四丁目、北沢三丁目、鎌田一丁目及び鎌田三丁目各地内

変更する部分

板橋区相生町、赤塚一丁目、赤塚二丁目、赤塚三丁目、赤塚五丁目、赤塚六丁目、赤塚七丁目、赤塚八丁目、赤塚新町一丁目、赤塚新町二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目

第二種住居地

変更する部分

板橋区板橋一丁目、板橋二丁目、大山金井町、大山町、大山東町、熊野町、栄町、常盤台一丁目、常盤台四丁目、仲町、氷川町、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目及び弥生町各地内

準住居地域

変更する部分

板橋区大門、高島平一丁目、高島

丁目、泉町、板橋一丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、稲荷台、大原町、加賀一丁目、加賀二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、栄町、坂下一丁目、坂下二丁目、坂下三丁目、桜川一丁目、桜川三丁目、清水町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、新河岸二丁目、大門、高島平一丁目、高島平二丁目、高島平三丁目、高島平四丁目、高島平五丁目、高島平七丁目、東新町一丁目、常盤台一丁目、常盤台三丁目、徳丸一丁目、徳丸二丁目、徳丸三丁目、徳丸四丁目、徳丸五丁目、徳丸六丁目、徳丸七丁目、徳丸八丁目、中板橋、仲宿、中台二丁目、中台三丁目、仲町、成増一丁目、成増二丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、蓮根一丁目、蓮根二丁目、蓮根三丁目、氷川町、富士見町、双葉町、舟渡一丁目、舟渡二丁目、本町、前野町一丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園一丁目、南町、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、向原一丁目、向原二丁目、四葉一丁目、四葉二丁目、大和町、弥生町、若木一丁目、若木二丁目及び若木三丁目各地内



近隣商業地域

追加する部分

平二丁目、高島平三丁目、高島平四丁目、高島平五丁目、高島平六丁目、高島平七丁目、高島平八丁目、高島平九丁目、徳丸七丁目、徳丸八丁目、西台三丁目、蓮根一丁目、蓮根二丁目、蓮根三丁目、三園一丁目、三園二丁目及び四葉二丁目各地方内

削除する部分

世田谷区代田三丁目、北沢二丁目及び北沢三丁目各地方内

変更する部分

世田谷区代田二丁目、北沢二丁目、北沢三丁目、中野区中野二丁目及び中央四丁目各地方内

追加する部分

板橋区相生町、赤塚一丁目、赤塚二丁目、赤塚三丁目、赤塚四丁目、赤塚六丁目、赤塚七丁目、赤塚新町一丁目、赤塚新町二丁目、赤塚新町三丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、稲荷台、大谷口一丁目、大谷口二丁目、大谷口上町、大谷口北町、大谷金井町、大谷町、大山西町、大山東町、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、幸町、栄町、坂下一丁目、坂下二丁目、坂下三丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、清水町、志村二丁目、志村三丁目、高島平一丁目、高島平二丁目、高島平七丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、徳丸一丁目、徳丸二丁目、徳丸三丁目、徳丸四丁目、徳丸五丁目、徳丸六丁目、徳丸七丁目、中板橋、仲宿、中台一丁目、中台三丁目、成増三丁目、成増四丁目、成増五丁目、西台二丁目、西台三丁目、蓮沼町、蓮根一丁目、蓮根二丁目、蓮根三丁目、東坂下一丁目、東坂下二丁目、東山町、氷川町、富士見町、双葉町、舟渡一丁目、舟渡二丁目、舟渡三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町六丁目、三園一丁目、南町、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、宮本町、向原一丁目、大和町、弥生町、若木一丁目及び若木三丁目各地方内

商業地域

追加する部分

丁目、徳丸三丁目、徳丸四丁目、徳丸六丁目、徳丸七丁目、中板橋、仲宿、中台一丁目、中台三丁目、成増三丁目、成増四丁目、成増五丁目、西台二丁目、西台三丁目、蓮沼町、蓮根一丁目、蓮根二丁目、蓮根三丁目、東坂下一丁目、東坂下二丁目、東山町、氷川町、富士見町、双葉町、舟渡一丁目、舟渡二丁目、舟渡三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町六丁目、三園一丁目、南町、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、宮本町、向原一丁目、大和町、弥生町、若木一丁目及び若木三丁目各地方内

削除する部分

世田谷区北沢二丁目及び北沢三丁目各地方内

変更する部分

板橋区小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、泉町、板橋二丁目、稲荷台、大谷金井町、大原町、加賀一丁目、加賀二丁目、熊野町、幸町、坂下一丁目、坂下二丁目、坂下三丁目、清水町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、新河岸一丁目、新河岸二丁目、新河岸三丁目、高島平六丁目、高島平七丁目、高島平九丁目、徳丸一丁目、徳丸二丁目、徳丸三丁目、中台一丁目、中台三丁目、成増二丁目、成増三丁目、西台二丁目、西台三丁目

準工業地域

工業地域

変更する部分

西台四丁目、蓮沼町、蓮根三丁目、東坂下一丁目、東坂下二丁目、富士見町、舟渡一丁目、舟渡二丁目、本町、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町六丁目、三園二丁目、南町、宮本町、向原二丁目、向原三丁目、大和町、若木一丁目、若木二丁目、足立区足立一丁目及び足立四丁目各地方内

関係図書の縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)並びに世田谷区役所、中野区役所、板橋区役所及び足立区役所

東京都告示第三百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

臨海副都心有  
明北地区地区  
計画

変更する部分  
江東区有明一丁目地内

二 関係図書の縦覧  
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)及び江東区役所

●東京都告示第三百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二  
項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京  
都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項にお  
いて準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同  
条第二項の規定により縦覧に供する。  
平成二十七年三月六日

一 都市計画の種類  
東京都知事 外 添 要 一  
都市計画を定める土地の区域  
東京都市計画道  
路

追加する部分  
都市高速道路  
外郭環状線

二 関係図書の縦覧  
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二  
項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京  
都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一  
条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によ  
り告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。  
平成二十七年三月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類  
東京都知事 外 添 要 一  
都市計画を定める土地の区域  
東京都市計画都  
市再開発の方針

千代田区、中央区、港区、新宿区、  
文京区、台東区、墨田区、江東区、  
品川区、目黒区、大田区、世田谷  
区、渋谷区、中野区、杉並区、豊  
島区、北区、荒川区、板橋区、練  
馬区、足立区、葛飾区及び江戸川  
区の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧  
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二  
項において準用する同法第十八条第一項の規定により八王  
子都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十  
一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に  
より告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。  
平成二十七年三月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類  
都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画  
都市再開発の方  
針  
八王子市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧  
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二  
項において準用する同法第十八条第一項の規定により立川  
都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一  
条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によ  
り告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。  
平成二十七年三月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類  
東京都知事 外 添 要 一  
都市計画を定める土地の区域  
立川都市計画都  
市再開発の方針

立川市、武蔵村山市及び東大和市  
の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧  
場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二  
項において準用する同法第十八条第一項の規定により武蔵  
野都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十  
一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に  
より告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
武蔵野都市計画 変更する部分
- 二 関係図書の縦覧 武蔵野市の市街化区域の全域
- 場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により三鷹都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
三鷹都市計画都 変更する部分
- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により府中都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によ

り告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
府中市都市計画都 変更する部分
- 二 関係図書の縦覧 府中市の市街化区域の全域
- 場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により調布都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
調布都市計画都 変更する部分
- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により青梅都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一

条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
青梅都市計画都 変更する部分
- 二 関係図書の縦覧 青梅市の市街化区域の全域
- 場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により町田都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
町田都市計画都 変更する部分
- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により小金

井都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

小金井都市計画 変更する部分

都市再開発の方針 小金井市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第三百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により日野都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

日野都市計画都市再開発の方針 変更する部分

日野市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第三百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二

項において準用する同法第十八条第一項の規定により小平都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

小平都市計画都市再開発の方針 小平市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第三百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により国分寺都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

国分寺都市計画都市再開発の方針 変更する部分

国分寺市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第三百三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東村山都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東村山都市計画都市再開発の方針 変更する部分

東村山市及び東久留米市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第三百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により西東京都市計画都市再開発の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

西東京都市計画都市再開発の方針 変更する部分

西東京市の市街化区域の全域

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第三百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画住  
宅市街地の開発  
整備の方針  
千代田区、中央区、港区、新宿区、  
文京区、台東区、墨田区、江東区、  
品川区、目黒区、大田区、世田谷  
区、渋谷区、中野区、杉並区、豊  
島区、北区、荒川区、板橋区、練  
馬区、足立区、葛飾区及び江戸川  
区の全域

二 関係図書の縦覧  
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により八王子都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画  
住宅市街地の開  
発整備の方針  
八王子市の全域

二 関係図書の縦覧  
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により立川都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

立川都市計画住  
宅市街地の開発  
整備の方針  
立川市、武蔵村山市及び東大和市  
の全域

二 関係図書の縦覧  
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により武蔵野都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

武蔵野都市計画  
住宅市街地の開  
発整備の方針  
武蔵野市の全域

二 関係図書の縦覧  
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により三鷹都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

三鷹都市計画住  
宅市街地の開発  
整備の方針  
三鷹市の全域

二 関係図書の縦覧  
場所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により府中都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したため、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

府中都市計画住 変更する部分

宅市街地の開発 府中市の全域

二 関係図書の縦覧

場 所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により調布都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したため、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

調布都市計画住 変更する部分

宅市街地の開発 調布市及び狛江市の全域  
整備の方針

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場 所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により青梅都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したため、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

青梅都市計画住 変更する部分

宅市街地の開発 青梅市の全域

二 関係図書の縦覧

場 所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により昭島都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したため、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

昭島都市計画住 変更する部分

宅市街地の開発 昭島市の全域

二 関係図書の縦覧

場 所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により町田都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したため、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

町田都市計画住 変更する部分

宅市街地の開発 町田市の全域

二 関係図書の縦覧

場 所 東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)

●東京都告示第三百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により小金

井都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

小金井都市計画 変更する部分

住宅市街地の開発整備の方針 小金井市の全域

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第三百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により日野都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

日野都市計画住宅市街地の開発整備の方針 日野市の全域

関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第三百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により小平都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

小平都市計画住宅市街地の開発整備の方針 小平市の全域

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第三百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により国分寺都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

国分寺都市計画 変更する部分

住宅市街地の開発整備の方針 国分寺市の全域

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第三百四十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東村山都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東村山都市計画 変更する部分

住宅市街地の開発整備の方針 東村山市、清瀬市及び東久留米市の全域

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)

●東京都告示第三百四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により国立都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

国立都市計画住 宅市街地の開発

整備の方針 国立市の全域

二 関係図書の縦覧

場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)

●東京都告示第三百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により西東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

西東京都市計画 住宅市街地の開発

整備の方針 西東京市の全域

二 関係図書の縦覧

場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)

●東京都告示第三百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により福生

都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

福生都市計画住 宅市街地の開発

整備の方針 福生市、羽村市及び西多摩郡瑞穂町の全域

二 関係図書の縦覧

場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)

●東京都告示第三百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により多摩都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

多摩都市計画住 宅市街地の開発

整備の方針 多摩市及び稲城市の全域

二 関係図書の縦覧

場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)

●東京都告示第三百五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により秋多都市計画住宅市街地の開発整備の方針を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

秋多都市計画住 宅市街地の開発

整備の方針 あきる野市及び西多摩郡日の出町の全域

二 関係図書の縦覧

場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二階北側)

●東京都告示第三百五十四号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)に基づく東京都土地利用基本計画を変更したので、同法第九条第十四項において準用する同法第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、右の内容については、東京都都市整備局都市づくり政策部において閲覧することができる。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

東京都土地利用基本計画変更の要旨

中央区、江東区及び大田区における都市地域の一部を



更した。

あきる野市における農業地域の一部を変更した。  
土地利用の基本方向の一部を変更した。

●東京都告示第三百五十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第九百九十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

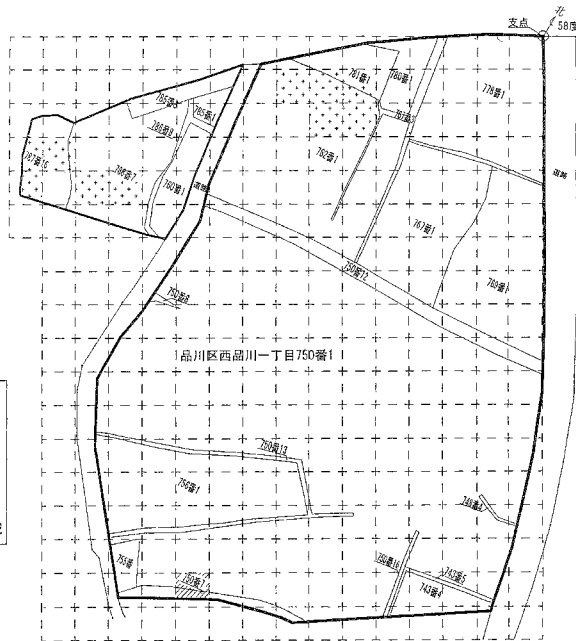
- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区西品川一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図

【支点】  
支点は、品川区西品川一丁目778番1の最北端とする。

【格子の回転角度】 58度  
格子の回転角度は、支点を通り、東西南方及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- 凡例
- 敷地境界線
  - - - 単地区画境界線
  - ..... 筆境界線
  - ▨ 指定を解除する区域
  - ◻ 形質変更時要届出区域



●東京都告示第三百五十六号

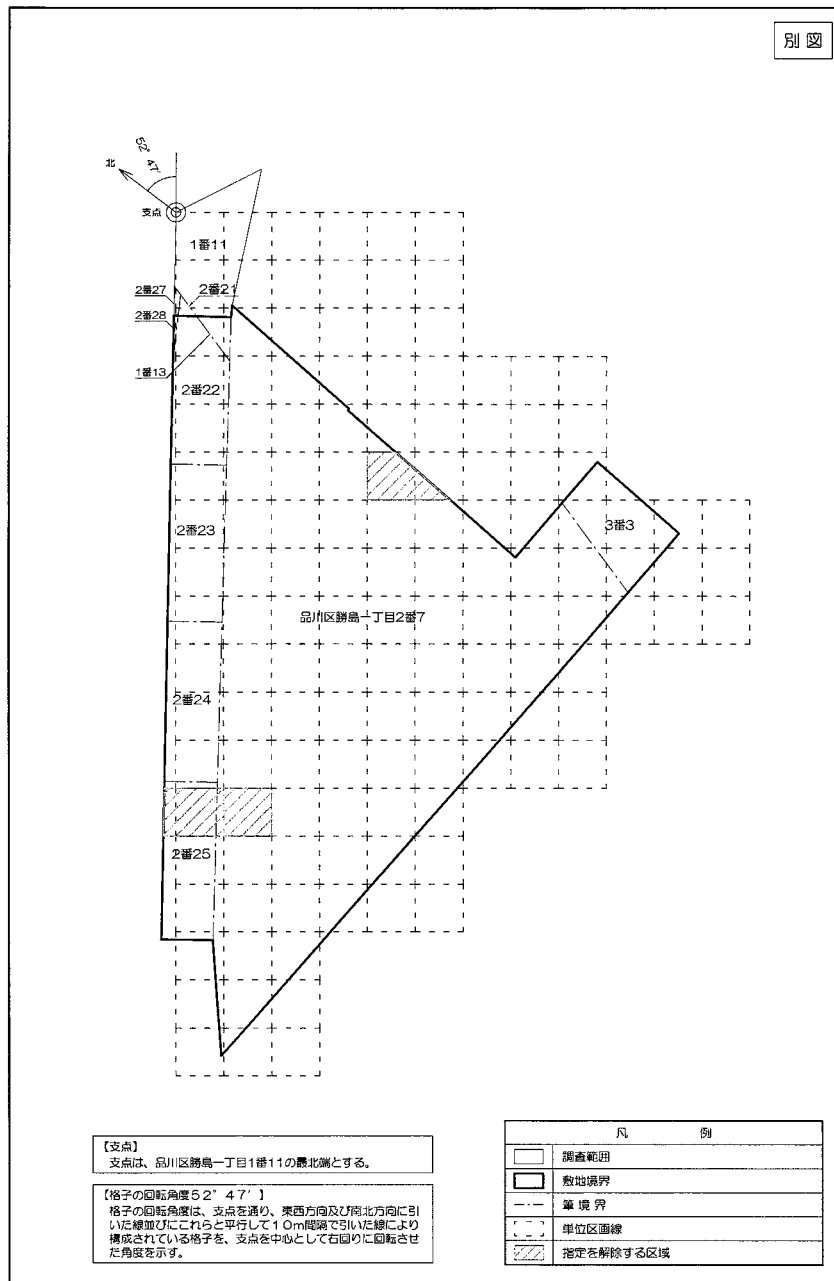
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十五年東京都告示第千四百四十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区勝島一丁目内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【支点】  
支点は、品川区勝島一丁目1番11の標北端とする。

【格子の回転角度52° 47'】  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

凡 例	
	調査範囲
	敷地境界
	隣境界
	単位区画線
	指定を解除する区域

●東京都告示第三百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十六条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、平成二十六年十月一日付けで指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条、第五十一条の三十第一項及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 外 添 要 一

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
東電パートナーズ株式会社	東電さわやかケア東京・訪問介護	港区東麻布3-10-3 マルベリアビル6階	身体障害者		難病等対象者	
東電パートナーズ株式会社	東電さわやかケア神楽坂・訪問介護	新宿区欠米町57 キャップス神楽坂2階	身体障害者		難病等対象者	
社会福祉法人有隣協会	社会福祉法人有隣協会ケアサービスゆり	台東区東浅草2-24-17-102	身体障害者		精神障害者	
株式会社to you	ホームヘルプサービスあゆみ	墨田区東駒形3-23-10 和田ビル1階	身体障害者	知的障害者		障害児
株式会社クアズファクトリー	クアズファクトリー蒲田	大田区西蒲田8-22-3 インベリアル蒲田212				
株式会社アール・アソシエイツ	フローア千歳島山	世田谷区南島山6-38-10-202				
日美株式会社	日美ケアセンター	渋谷区笹塚1-56-10 713号室				
東電パートナーズ株式会社	東電さわやかケア中野・訪問介護	中野区中央1-1-3 新都心ビル1階	身体障害者		難病等対象者	
東電パートナーズ株式会社	東電さわやかケア狹窪・訪問介護	杉並区狹窪5-14-4 狹窪武蔵野マンション105	身体障害者		難病等対象者	
合同会社悠悠	悠悠訪問介護ステーション	豊島区北大塚2-34-14-302				
株式会社訪問介護ステーションすずらん	株式会社訪問介護ステーションすずらん	豊島区千早2-28-4-102				
一般社団法人ナースプラネット	それいゆ在宅介護センター	北区田端新町1-22-5				
有限会社ライフステージ	ライフステージひびき	足立区千住1-35-2 スカイコーポ77 1階	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
東電パートナーズ株式会社	東電さわやかケア立石・訪問介護	葛飾区立石1-9-6	身体障害者		難病等対象者	
社会福祉法人武蔵野会	もなか	八王子市台町1 24 27 1階				
東電パートナーズ株式会社	東電さわやかケア武蔵野・訪問介護	武蔵野市吉祥寺本町4-25-7 井野ビル202号	身体障害者		難病等対象者	
有限会社フジタグリーンシティ	訪問介護事業所すまいるハイケア	調布市深大寺元町5-39-10				
株式会社ケイズコネクションズ	ケイズリハビリ訪問介護ステーション	小金井市梶野町4-14-1				
株式会社日本エルグリーケアサービス	エルグリーケア24西東京	西東京市田無町2-10-2 ルースタワー田無4階				

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者	
社会福祉法人有隣協会	社会福祉法人有隣協会ケアサービスゆり	台東区東浅草2-24-17-102	身体障害者	精神障害者
株式会社to you	ホームヘルプサービスあゆみ	墨田区東駒形3-23-10 和田ビル1階		

株式会社ケアズファクトリー	ケアズファクトリー蒲田	大田区西蒲田8-22-3 インベリアル蒲田212				
株式会社アール・アソシエイツ	フローラ千歳鳥山	世田谷区南鳥山6-38-10-202				
日美株式会社	日美ケアセンター	渋谷区笹塚1-66-10 713号室				
一般社団法人リレーション	一般社団法人リレーション	渋谷区神宮前3-1-24 ソフトタウン青山225	身体障害者		難病等対象者	
合同会社悠悠	悠悠訪問介護ステーション	豊島区北大塚2-34-14-302				
株式会社訪問介護ステーションすずらん	株式会社訪問介護ステーションすずらん	豊島区千早2-28-4-102				
一般社団法人ナースプラネット	それいゆ在宅介護センター	北区田端新町1-22-5				
有限会社ライフステージ	ライフステージひびき	足立区千住1-35-2 スカイコート77 1階	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
東電パートナーズ株式会社	東電さわやかケア立石・訪問介護	葛飾区立石1-9-6	身体障害者		難病等対象者	
社会福祉法人武蔵野会	もなか	八王子市台町1-24-27 1階				
有限会社アジタグリーンシティ	訪問介護事業所すまいるハイケア	調布市深大寺元町5-39-10				
株式会社ケイズコミュニケーションズ	ケイズリハビリ訪問介護ステーション	小金井市梶野町4-14-1				
株式会社日本エルダリーケアサービス	エルダリーケア24西東京	西東京市田無町2-10-2 ルースター田無4階				

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
一般社団法人ナースプラネット	それいゆ在宅介護センター	北区田端新町1-22-5				
有限会社フレッシュケアサービス	有限会社フレッシュケアサービス	板橋区志村1-13-12 ライオンズマンション志村板上201				
株式会社薬寿	薬寿ヘルパーステーション	板橋区西台2-28-20				

サービスの種類 行動援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社グッドライフ	コスモス・ケアサービス	北区中尾3-14-13 大野ビル802	知的障害者		障害児	
社会福祉法人武蔵野会	もなか	八王子市台町1-24-27 1階				
特定非営利活動法人移動サービス・バイユアセルフ	特定非営利活動法人移動サービス・バイユアセルフ	小平市学園東町3-7-29 タウンハイブヨシダB101				

サービスの種類 生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
特定非営利活動法人 春望	生活リハビリセンター雅	小平市仲町357-6				

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
社会福祉法人至誠学舎立川	ショートステイあずま	日野市日野1214			知的障害者	
特定非営利活動法人エス・エス・エス	ショートステイ友	あきる野市秋留5-2-14	知的障害者	精神障害者		障害児

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
一般社団法人コア	コア・ダイケア・センター	板橋区赤塚3-21-9				

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社ヒューマングロー	ヒューマングロー日本橋	中央区東日本橋2-16-4	身体障害者 (視覚障害、聴覚・言語、内部障害)	知的障害者		
合同会社マザーアース	マザーアース五反田	品川区西五反田1-25-1 KANOビル3階	精神障害者		難病等対象者	
株式会社総合キャリアトラスト	SAKURA池袋センター	豊島区南池袋2-27-16 近藤ビル4階	身体障害者 (内部障害)	知的障害者	精神障害者	
株式会社アルファブライト	アルファ西日暮里	荒川区西日暮里6-47-9 KS小宮ビル3階	身体障害者 (内部障害)	知的障害者	精神障害者	難病等対象者

サービスの種類 就労継続支援A型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
合同会社マザーアース	マザーアース五反田	品川区西五反田1-25-1 KANOビル3階	身体障害者 (内部障害)	知的障害者	精神障害者	
一般社団法人自立支援塾	自立支援塾ほん工房	青梅市東青梅3-18-5 セトル東青梅106・107				

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
一般社団法人自立支援塾	自立支援塾ばんじ房	青梅市東青梅2-18-5 セン東青梅106・107	

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
有限会社ユーオン	ユーオンにっぽり	荒川区西日暮里1-37-12 にっぽりひなたメゾン2階
株式会社日本ソテリア	ふれにあ本舗	葛飾区
特定非営利活動法人虹の橋	グループホーム虹の橋	江戸川区上藤崎3-1-1
特定非営利活動法人 春望	青陸ケアホーム	小平市仲町357-6
特定非営利活動法人スマイルほうや	グループホームにこっ	西東京市住吉町1-1-2

2 指定一般相談支援事業者

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		主たる対象者
株式会社M&Sパートナーズ	相談支援センターえがお	練馬区大泉町4-40-7	地域移行支援	地域定着支援	

●東京都告示第三百五十八号

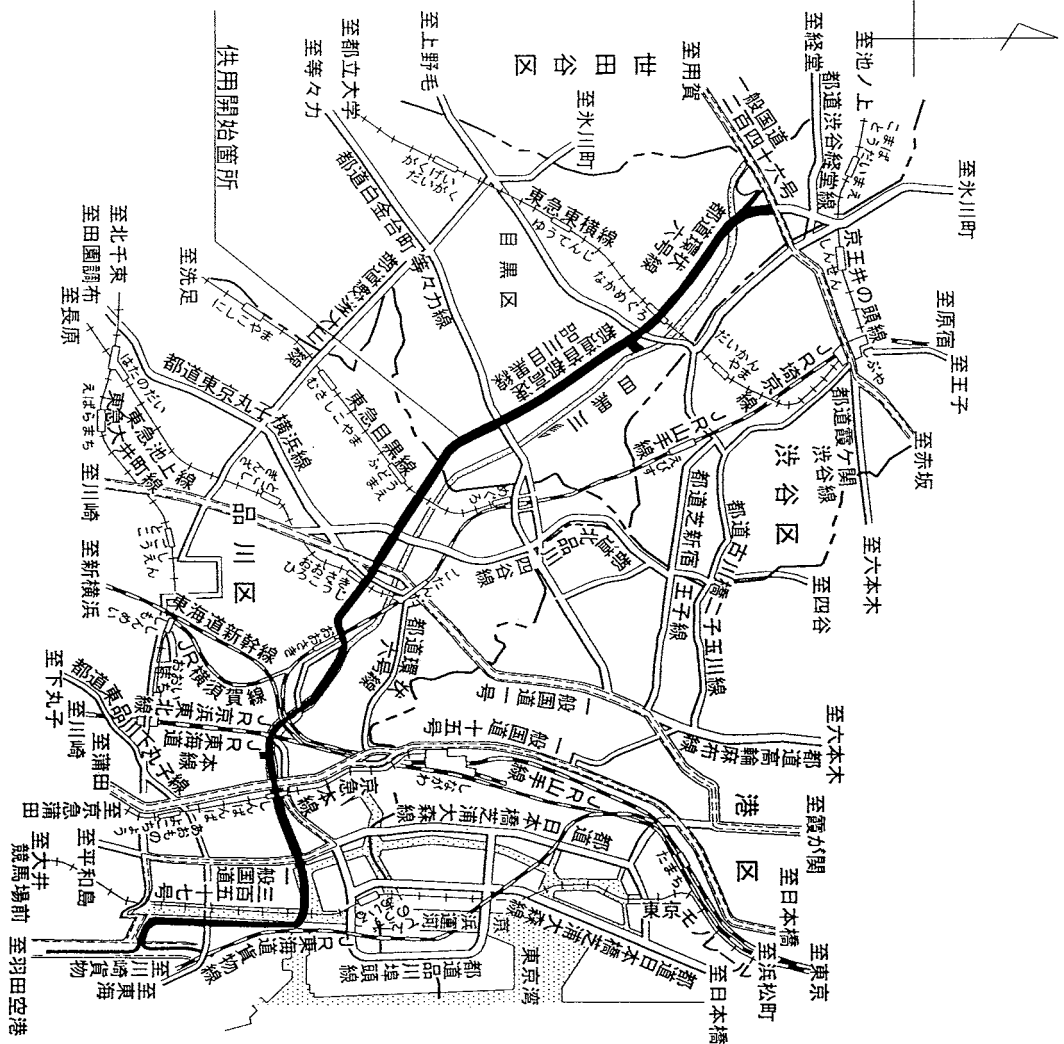
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道（首都高速道路）の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年三月六日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社西東京管理局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

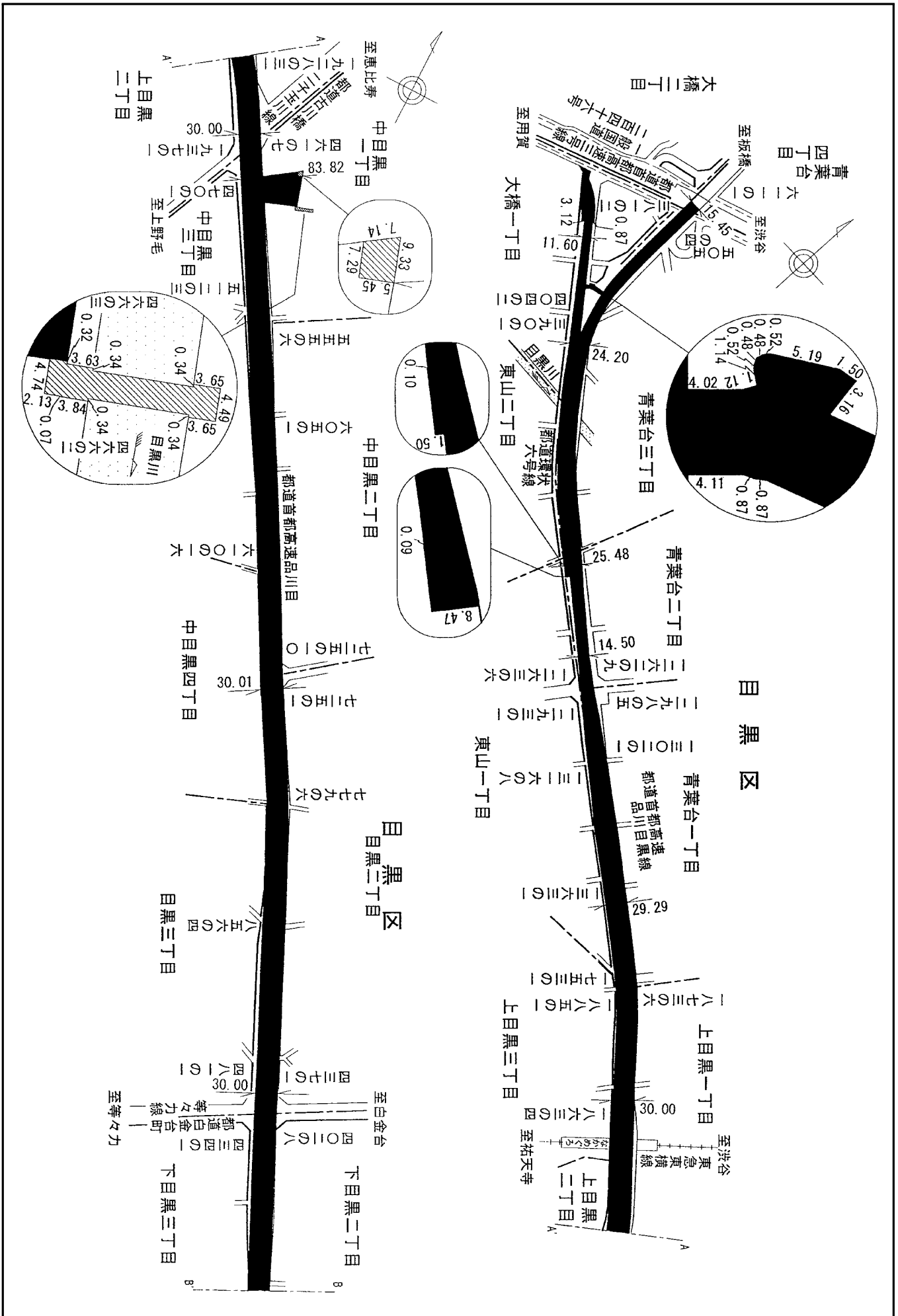
東京都知事 外 添 要 一

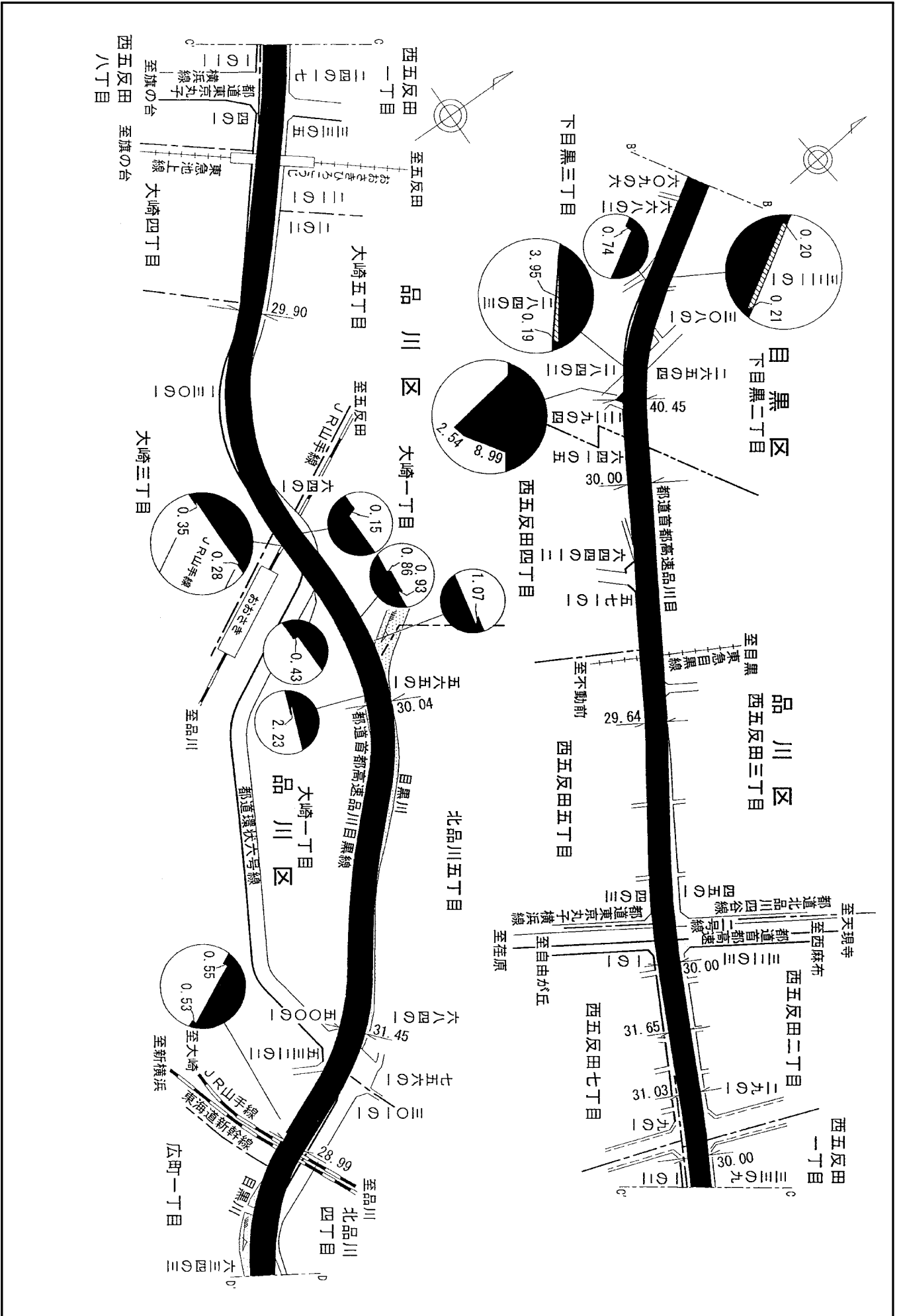
- 一 路線名 首都高速品川目黒
- 二 供用開始の区間 品川区八潮三丁目一番四地先から目黒区青葉台四丁目六百十一番一地先まで
- 三 供用開始の概要 別図表示のとおり
- 四 供用開始の期日 平成二十七年三月七日午後四時



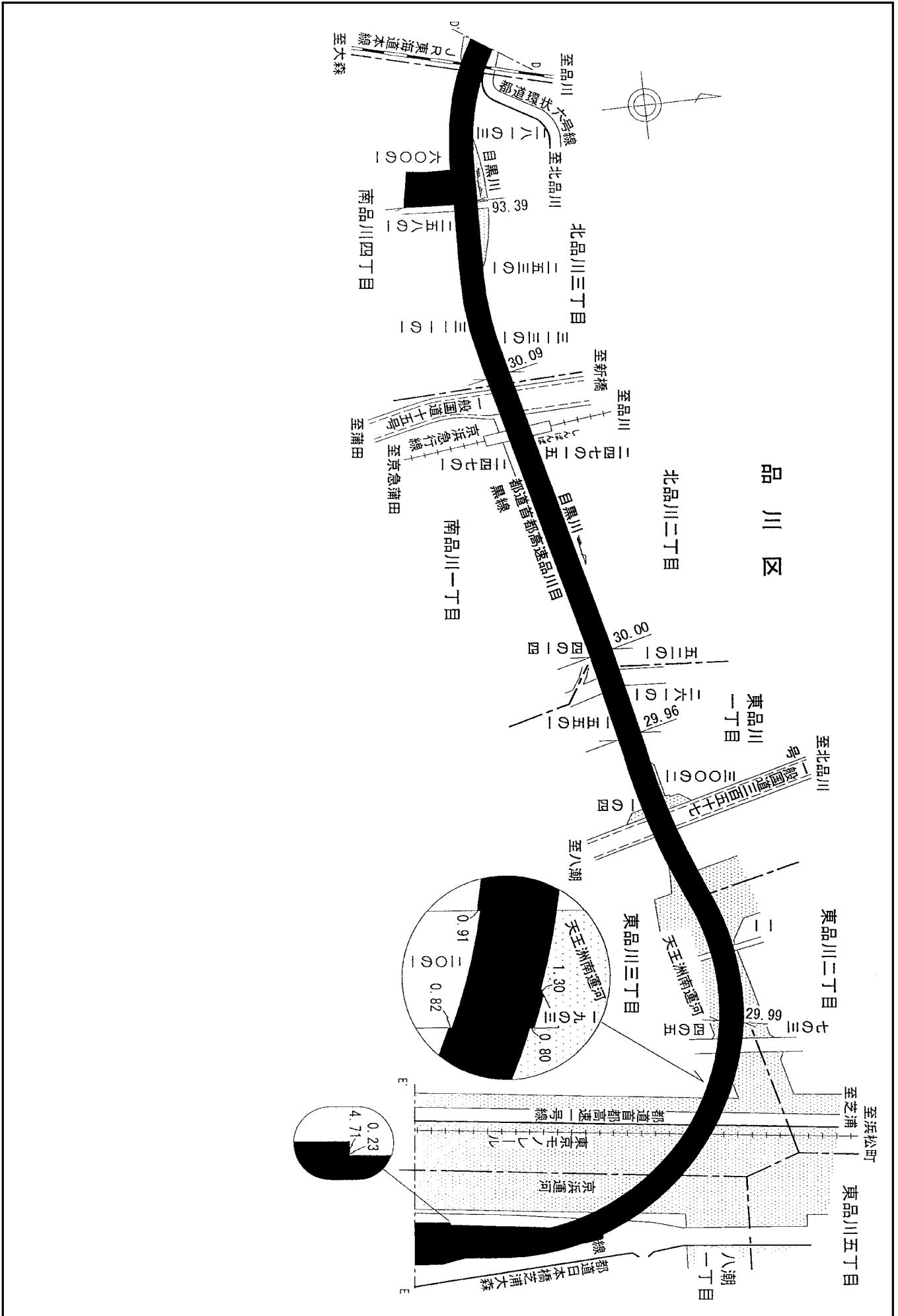
別図  
 都道首都高速品川目黒線供用開始図  
 品川区八潮三丁目～目黒区青葉台四丁目

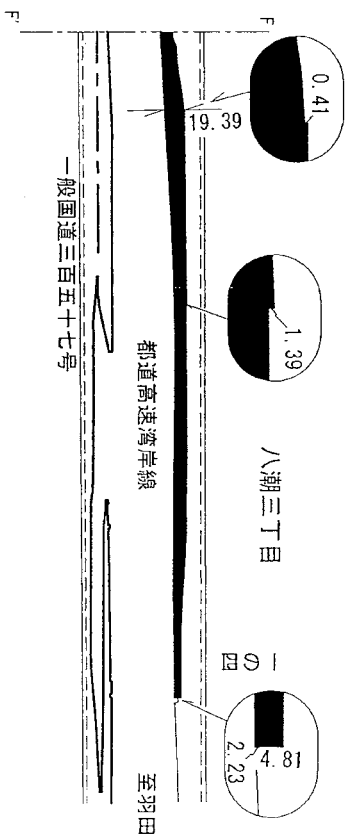
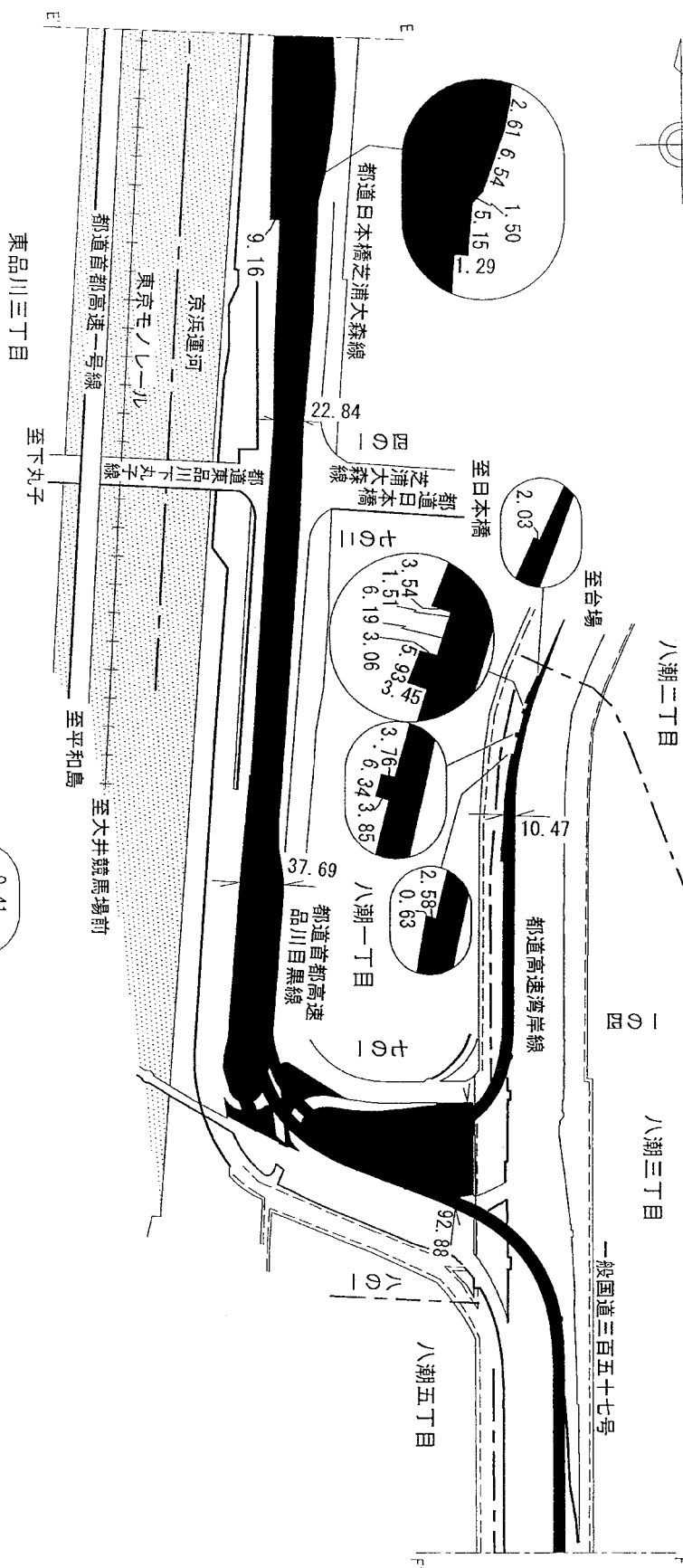
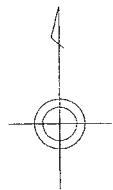
- 供用開始区域
- ▨ 供用除外区域
- 特別区道
- 都道
- 一般国道
- 延長 一〇、六三四・七四メートル
- 面積 一九六、七八二・一〇平方メートル











別図

都道首都高速目黒板橋線供用開始略図  
目黒区大橋一丁目～大橋二丁目

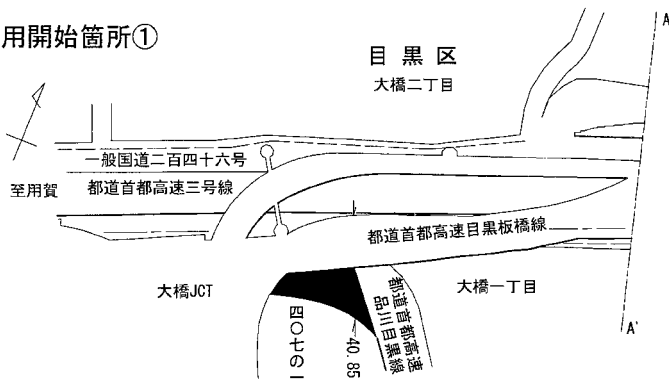
- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 供用開始区域

延長 二八八・九七メートル  
面積 二、七四一・七二平方メートル

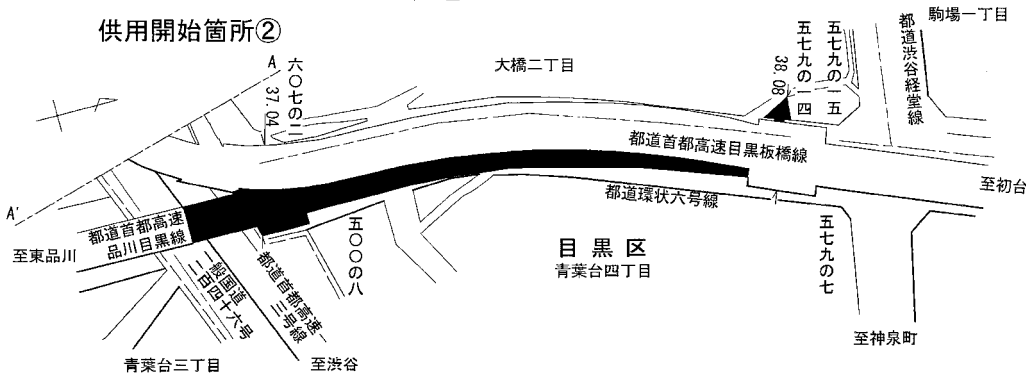


供用開始箇所①、②

供用開始箇所①



供用開始箇所②



●東京都告示第三百五十九号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道(首都高速道路)の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十七年三月六日から起算して二

- 週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社西  
東京管理局において一般の縦覧に供する。  
平成二十七年三月六日  
東京都知事 外 添 要 一
- 一 路線名 首都高速目黒板橋  
二 供用開始の区間 目黒区大橋一丁目四百七番一地先か

- 三 供用開始の概要 別図表示のとおり  
四 供用開始の期日 平成二十七年三月七日午後四時

ら同区大橋二丁目五百七十九番十四  
地先まで

●東京都告示第三百六十号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第五十四条第一項の規定により、昭和四十五年東京都告示第七百号(河川保全区域の廃止及び指定)で指定した河川保全区域の一部の指定を次のように廃止する。

なお、関係図書は、平成二十七年三月六日から起算して二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛添 要一

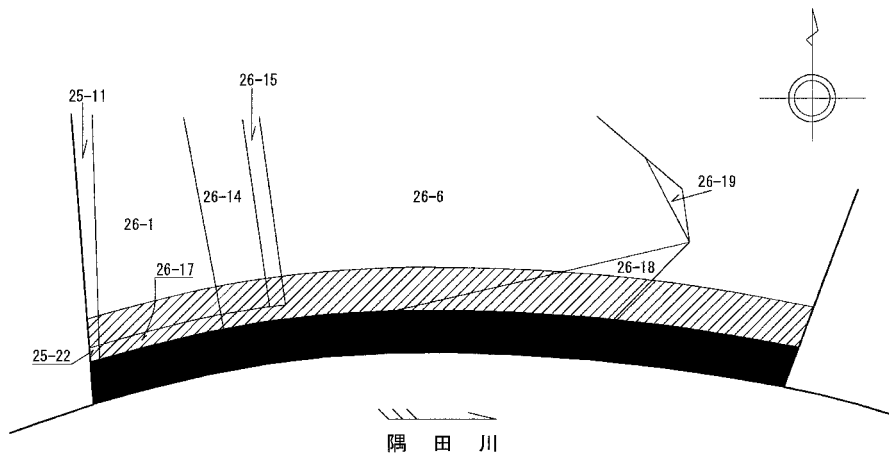
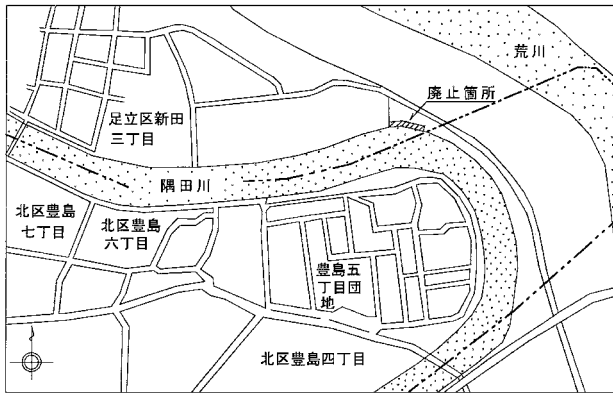
一	河川の名称	
	荒川水系一級河川隅田川	
二	廃止する区域(別図のとおり)	
	足立区新田三丁目二十五番十一地内	同 所二十五番二十二
		同 所二十六番一地内
		同 所二十六番六地内
		同 所二十六番十四地内
		同 所二十六番十五地内
		同 所二十六番十七
		同 所二十六番十八地内
		同 所二十六番十八地先

別図

足立区新田三丁目地内

■ 隅田川河川区域

▨ 廃止する河川保全区域



●東京都告示第三百六十一号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十四条第一項の規定に基づき、河川保全区域を次のとおり指定する。  
なお、関係図書は、平成二十七年三月六日から起算して二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

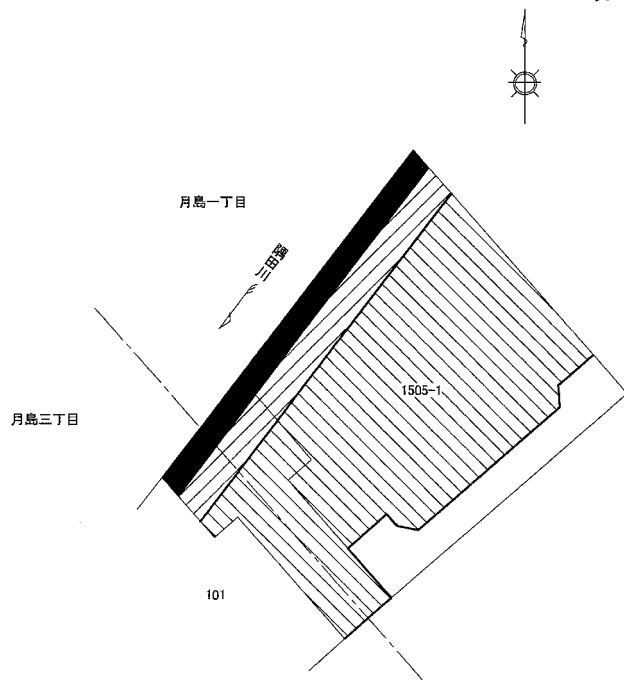
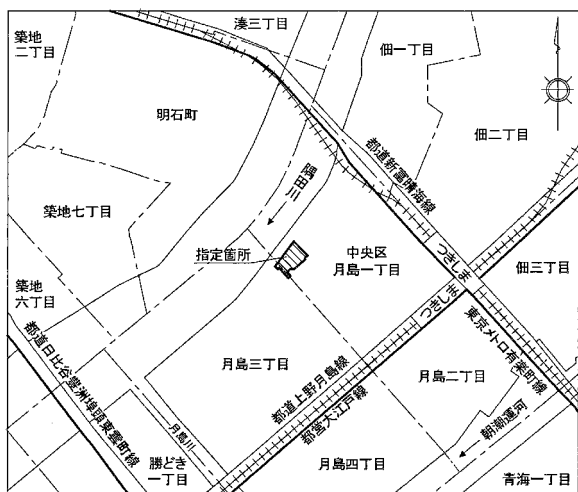
東京都知事 外 添 要 一

- 一 河川の名称  
荒川水系一級河川隅田川
- 二 指定する区域（別図のとおり）  
中央区月島一丁目千五百五番一地内から同区月島三丁目百一番地先まで

別 図

中央区月島一丁目地内  
同 区 月 島 三 丁 目 地 内

新河川区域  
 現河川保全区域  
 追加指定する河川保全区域



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年三月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年二月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本火山区会
- 三 代表者の氏名  
井口 正人
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都文京区本郷六丁目二番九号 モンテベルデ第二東大前四〇六号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、火山学に關連する學術調査・研究、普及・啓蒙及び研究奨励・表彰等の事業を通じて、火山学及びこれに關連のある諸科学の進歩及び普及をはかることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日  
平成二十七年二月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リカバリー・サポート・センター

三 代表者の氏名

木村 晋介

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区新宿一丁目十五番六号 オリエント新宿

二〇四号

五 定款に記載された目的

この法人は犯罪、事故、災害などで被害を受けた被害者に対して身体的および精神的後遺症の回復のための検診・治療支援活動を国内外の医療、薬学救済組織ネットワークにより行ない、また被害者への事件、事故、災害後のケアと社会復帰へのプログラム提供等、後遺症ケアを行なうことにより、さらに地域社会に対して救済活動と啓発活動とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年二月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人POSS E

三 代表者の氏名

今野 晴貴

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区北沢四丁目十七番十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、若者を中心に広く一般市民を対象として、労働相談の受付、セミナー開催や雑誌発行等を通じた労働情報提供、雇用に関する調査研究・政策提言に関する事業を行い、社会の雇用環境や労働条件の改善に寄与することを目的とする。あわせて若者を対象とする生活総合相談窓口の運営、若者の生活支援に関する事業を行い、社会における貧困の是正、地域社会における協同の促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあつた年月日

平成二十七年二月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人人生まると支援

三 代表者の氏名

三國 浩晃

四 主たる事務所の所在地

東京都港区芝五丁目二十七番五号 山田ビル二階 株式会社コネクト内

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者をはじめとする広く一般市民に対し、安心で健全な生活を過ごせるよう、健康・介護・葬儀・遺言・相続・成年後見・ターミナルケア・グリーフサポートなどに関する普及・啓発・情報提供・相談事業を行い、また関係専門職と緊密なネットワークによる実効ある支援体制を構築していくことにより安心して明るい社会の実現に貢献し、もって保健、医療、福祉の増進及び人権の擁護を図ることを目的とする。(以上原文のまま)